

議案第 25 号枚方市立生涯学習市民センター条例の制定について、改革市民会議を代表し、賛成討論を行います。

1. 本議案は、公民館を生涯学習によるまちづくりを進める拠点施設として再編するために条例を制定するもので、公民館が生涯学習市民センターに変わることで変更される主な点は、次の 3 点が挙げられます。

社会教育法に規定される事業を行うことを目的とした施設から、市民の主体的で、多様な生涯学習を支え、まちづくりへ生かすという役割を持った施設に変わります。そのため所管も教育委員会から総合行政部門に変更されます。公民館では利用対象者が制限されてきましたが、施設の設置目的にかなった利用であれば誰もが利用できる開かれた施設になります。施設の維持管理費をこれまでのように全て税金で賄うのではなく、使用料として利用者に一部負担頂く、すなわち有料化されます。

2. 本件に関しては、枚方市民の中でも、それぞれの立場によって意見が異なるものと思います。

公民館を利用しない市民の中には、施設の経費削減や有効活用を求める市民が多いのではないのでしょうか。

公民館を利用したくてもできない市民の中には、利用対象者の拡大を求める市民が多いのではないのでしょうか。

また、公民館の利用者の中には、無料あるいは低い利用者負担、施設の充実、開館日及び開館時間の拡大、活動拠点の確保などを求める市民が多いのではないのでしょうか。

3. 利用しないあるいは利用したくても利用できない大多数の市民の立場に立つと、本条例の制定は市民ニーズを満たすものと考えられます。

4. また、以下の点を考慮すると、本条例案は現在の公民館利用者のニーズに十分配慮したものと考えられます。

使用料について、無料であったものが有料になるものの、例えば、午前中 3.5 時間を各貸し室の定員で利用した場合、1 人当たりの負担額は 13 円から 80 円と負担額は非常に低い金額に抑えられていること

その使用料が施設の充実に当てられること

開館日、開館時間が拡大されること

これまで利用できた団体が利用できなくなることはないこと

5. 以上のことから、枚方市立生涯学習市民センター条例を制定し、公民館を生涯学習の拠点施設とすることに賛成します。

6. 最後に、本条例案には、施設使用の許可基準について規定されていますが、極端な例で申し上げますと、社会問題となるカルト宗教団体の布教活動やマルチ商法の勧誘活動など、施設で使用が認められない用途で使用されることが無い様、監視体制を確立して頂く事、また、生涯学習市民センターの管理運営は市役所直営とされていますが、市民団体、NPOを含めた民間に任せるべく早期に検討して頂く事の2点を要望し討論とさせていただきます。